

# 法人文書部分開示決定通知書

総法文 1695号

平成29年3月23日

添田孝史様

国立大学法人東北大学



平成29年2月16日付け（受付：平成29年2月21日付け）で申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

開示する法人文書の名称	外部資金一覧表（平成24年度～28年度）
開示しない部分及び一部を開示しない理由	<p>「寄付者名のうち、個人の氏名、企業等の代表者及び代表取締役以外の職にある者の氏名」は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であり、これを公にすることを定めた法令等は存在せず、慣行も認められないため不開示とするものです（個人に関する情報（法第5条第1号））。</p> <p>また、「受託契約、共同契約、学術指導の契約相手先」は、契約相手方である企業や団体等の法人名を公にすることにより、当該法人が本学との研究を進めていることが明らかになり、その法人の権利や競争上の地位など正当な利益を損なうおそれがあるため不開示とするものです（法人等に関する情報（法第5条第2号））。</p>
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示請求書のとおり開示の実施ができる。</p> <p><input type="checkbox"/>開示請求書のとおり開示の実施ができない。</p> <p>実施できない理由：</p>
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	<p>法人文書の種類・数量等：A4判 白黒文書 一部両面 18枚</p> <p>開示実施手数料（写しの交付）：0円</p> <p>《内訳》</p> <p>複写費等</p> <p>・複写費（A4版白黒文書1枚につき10円）：23枚×10円＝230円</p> <p>開示請求手数料から複写費等を差し引き、不足額が生じた場合に開示実施手数料の納付が必要です。</p> <p>300円（1件×300円）－230円⇒（不足額なし）</p>
大学において開示を実施できる日時及び場所	写しによる開示を希望しているため、記載を省略しました。
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	本通知書と一緒に発送しますので、郵送料等は不要です。
備考	この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して三か月以内に、国立大学法人東北大学に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。